

天草市サッカー協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、天草市サッカー協会と称する。(以下本協会という。)

(目的)

第2条 本協会は天草市内におけるサッカー競技の健全な普及発展を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(構成)

第3条 本協会は、次の会員で構成する。

1. 日本サッカー協会制定のサッカー競技規則により、サッカーを行なう団体であつて本協会に加盟登録された会員。
2. 第2条の目的に賛同し、本協会の普及発展に寄与する個人登録会員。

(組織)

第4条 本協会は次の種別委員会及び専門委員会をもって構成する。

1. 種別委員会
1種委員会、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会
2. 専門委員会
審判委員会、普及技術委員会、フットサル委員会、キッズ・ジュニア委員会

第3章 事 業

(事業)

第5条 本協会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 競技会及び講習会の主催、共催、後援ならびに認可
2. 競技技術・審判技術の指導研究
3. 競技の普及、強化及び広報、宣伝などの活動
4. 天草市体育協会への協力
5. その他必要な事項

第4章 役 員

(役員)

第6条 本協会は次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 理事長 | 1名 |
| 4. 副理事長 | 若干名 |
| 5. 事務局長 | 1名 |
| 6. 種別委員会委員長 | 各1名 |
| 7. 専門委員会委員長 | 各1名 |
| 8. 理事 | 若干名 |
| 9. 会計 | 1名 |
| 10. 監事 | 2名 |
| 11. 事務局には、事務局員を置く | 若干名 |
| 12. 専門委員会には、副委員長及び委員を置く | 若干名 |

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本協会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に従い会務を遂行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 事務局長は理事長を補佐し、会計業務以外全ての業務を遂行する。
6. 種別委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
7. 専門委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
8. 理事は会務の審議及び執行にあたる。
9. 監事は本協会の会計を監査し、理事会に報告する
10. 会計は本協会の会計業務をつかさどる。

(役員の選任)

第8条 役員の選任は次の通りとする。

1. 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計、監事、委員長、副委員長は執行会議で推薦し、理事会で承認する。
2. 種別委員長及び理事は種別委員会で選出する。
3. 専門委員会の委員は委員長の推薦により理事長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。欠員の補充より選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

(会議)

第10条 本協会に次の会議を置く。

1. 理事会
2. 執行会議
3. 種別委員会
4. 専門委員会

(理事会)

第11条 理事会は次の事項を審議し執行する。

1. 役員の承認
2. 事業計画・報告及び予算・決算
3. 本協会規約及び規定の改廃
4. 専門委員会の設置及び廃止
5. その他重要事項

第12条 理事会は第6条に規定する役員（委員を除く）で構成し、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

第13条 理事会は会長が招集する。ただし、理事の3分の1以上の請求がある時は、これを召集しなければならない。

第14条 議決は出席理事の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は理事長がこれをもって決定する。出席できない理事は委任をもって議決権行使することができる。

(執行会議)

第15条 執行会議は本協会の事業について連絡、協議をする。

第16条 執行会議は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、種別委員長、専門委員長、会計をもって構成する。

第17条 執行会議は会長が召集する。

(種別委員会)

第18条 種別委員会は委員長及び理事を選出し、本協会及び種別委員会に関する事項について審議する。

第19条 種別委員会は委員会に所属する加盟団体をもって構成する。ただし、第6条に規定する役員は出席し意見を述べることができる。

(専門委員会)

第20条 専門委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成し、本協会の事業を遂行するために必要な事項を調査研究し執行する。

第6章 会計

(登録料)

第21条 本協会の加盟団体は個人登録料を、個人会員は会費を次のとおり納入しなければならない。

1. 1種	1,000円／年・人
2. 2種	無料
3. 3種	無料
4. 4種	無料
5. 女子	無料
6. キッズ・ジュニア	無料
7. 個人会員	2,000円／年・人

(経費)

第22条 本協会の経費は次に挙げるものをもって充当する。

1. 登録料
2. 会費
3. 寄付金
4. 事業収入
5. 補助金
6. 助成金
7. その他

(会計年度)

第23条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 郡市サッカー協会

(他団体との協力)

第24条 本協会は、天草管内の各市町に組織されるサッカー協会と連携を図りながら協力する。

第8章 付 則

- 1 この規約は平成18年4月1日より施行する。
- 2 この規約は平成20年4月1日より施行する。
- 3 この規約は平成24年4月1日より施行する。
- 4 この規約は平成29年4月1日より施行する。